

岡山市こどもの権利に関する条例

逐条解説

令和7年4月
岡山市議会

提案理由	2
前文	4
第1章 総則（第1条—第3条）	6
第1条（目的）	6
第2条（用語の意義）	6
第3条（基本理念）	8
第2章 こどもの権利（第4条—第9条）	10
第4条（こどもにとって大切な権利）	10
第5条（安心して生きる権利）	11
第6条（自分らしく生きる権利）	12
第7条（育つ権利）	13
第8条（自分を守り、守られる権利）	15
第9条（参画する権利）	18
第3章 こどもの権利を保障するための役割（第10条—第16条）	19
第10条（おとなの役割）	19
第11条（市の責務）	20
第12条（議会の責務）	21
第13条（保護者の役割）	22
第14条（育ち学び遊ぶ施設等の役割）	23
第15条（地域住民の役割）	24
第16条（事業者の役割）	25
第4章 こどもの権利を保障するための施策の推進（第17条—第36条）	26
第17条（子育て家庭への支援）	26
第18条（特別な配慮を必要とするこどもと家庭への支援）	27
第19条（貧困の解消に向けた対策の推進）	30
第20条（育ちの支援）	31
第21条（遊び場及び居場所づくりの推進）	32
第22条（有害又は危険な環境からの保護）	33
第23条（暴力、虐待及び体罰の防止及びこどもへの支援）	33
第24条（いじめの防止及び救済）	34
第25条（ヤングケアラーへの支援）	35
第26条（自死の防止）	36
第27条（こどもからおとなへの移行支援）	37
第28条（多様性の尊重）	37
第29条（戸籍のないこどもへの支援）	38
第30条（相談支援体制の整備等）	39
第31条（こどもの権利が侵害されている状態から回復するための救済）	40
第32条（意見の表明及び参画する機会の確保）	41
第33条（審議会等への参加）	42
第34条（主権者教育）	43
第35条（こどもの権利の日）	43
第36条（財政上の措置）	44
第5章 計画・検証（第37条・第38条）	44
第37条（計画の策定及び公表）	44
第38条（検証）	45
附則	45

提案理由説明要旨

ただいま上程されました乙第1号議案岡山市こどもの権利に関する条例の制定について、提案者を代表いたしまして提案理由を申し上げます。

令和5年4月、こども家庭庁の創設と同時に「こども基本法」が施行されました。

本法は、全てのこどもや若者が将来にわたり幸せな生活を送れる社会を実現するためのものであり、こども施策の基本理念を明確にし、国・地方自治体・社会全体でこどもや若者の支援を進めることを目的としています。

しかし、現実にはこどもを取り巻く環境にはさまざまな課題があり、ヤングケアラーや貧困、いじめ、不登校、自死の問題など、こどもたちが自分らしく生きることを妨げる状況が存在しています。こうした課題を社会全体で解決していくため、岡山市でもこどもの権利を明確にし、支援を推進する必要があると考えました。

岡山市議会においても、長年にわたり子育てや教育に関する議論が続けられる中で、特に「こどもの権利」については幾度となく議論が交わされてきました。こうした経緯を受け、令和5年5月の臨時市議会において「こども未来創造調査特別委員会」が設置され、こどもの権利を保障し、支援策を推進するための条例制定に向けた調査・研究を行ってきました。

本特別委員会では、令和5年5月の設置以来、17回の委員会および11回の勉強会を開催し、条例案の検討を進めました。

その過程で、東京都荒川区・葛飾区、愛知県豊田市など他都市の条例を調査し、行政視察を行うとともに、46の関係機関・団体119人との対面による意見聴取、Webによる4,574件のこども向けアンケート、21名からの131項目に及ぶパブリックコメントを実施し、多様な意見を反映させました。

本条例は、こどもの権利に関する基本的な考え方を示し、市民の意識変革と行動の変化を促す理念条例として位置付けています。そのため、罰則は設けていません。

条例の構成は以下のとおりです。

前文では、こどもが自分らしく幸せに生きられる環境の整備の必要性、児童の権利に関する条約の四原則、こどもを取り巻く社会課題、こどもまんなか社会の実現に向けたこどもを支援するまちづくりを目指すことを明記しました。

第1章では、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法の理念を踏まえ、条例の目的と基本理念を定めています。

第2章では、こどもが自身の持つ権利を正しく認識できるように、こどもの権利について規定しました。ここで規定する権利は例示であり、これに限られるものではありません。

第3章では、こどもの権利を社会全体で保障するため、おとな、市、議会、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者などの責務と役割を明記しました。

第4章では、こどもの権利を実現するための具体的な施策の方向性を示しました。子育て家庭への支援、多様性の尊重、ヤングケアラー問題、こどもの貧困対策、いじめや自死の防止など、新旧の重要課題を社会全体で共有し、解決を図るための規定を設けました。また、こどもの意見を聴く仕組みについても言及しています。

第5章では、市のこども施策の計画策定、公表、検証などの推進体制について規定しました。

私たちは、こどもの権利の理念を掲げ、こどもまんなか社会の実現に向けて、総合的かつ継続的に、また多層的にこどもたちを支援するまちづくりに取り組むことが、今を生き未来を創るこどもたちへのエンパワーメントにつながることを願い、この条例を提案します。

以上、岡山市こどもの権利に関する条例の内容と提案理由のご説明をいたしました。議員各位におかれましては、本条例案の趣旨へのご理解とともに、宜しくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

前文

全てのこどもは、一人一人が様々な個性や能力、大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。こどもが誰一人取り残されることなく、自分の力を発揮し、自由に可能性を追求し、日々を楽しみながら、安全・安心の中で自分らしく幸せな人生を送れる環境を整えることは、社会全体の重要な使命です。しかし、虐待、いじめ、不登校、貧困問題など、現在、こどもを取り巻く環境は厳しさを増しており、こうした問題に対して強力に取り組むことが急務となっています。

こども基本法は、国際条約である「児童の権利に関する条約」に基づき、「生命・生存・発達の権利」「こどもの最善の利益の考慮」「こどもの意見の尊重」「差別の禁止」という4つの原則を掲げ、日本のこども政策がこれらの原則に基づいて実施されることを明確にしています。こどもは政策の当事者であり、共に今を生きる社会の一員です。こどもの意見表明と参加の機会を確保し、その意見を聴き、尊重することなくしては、こどもの権利を守り、最善の利益を図ることはできません。

この条例を立案する過程で実施したこどもへのアンケートでは、「こどもの権利を知っている」と答えたこどもは36パーセントにとどまりました。また、おとなへのメッセージとして「考えを押し付けず、こどもの意見をもっと聴いてほしい」「いじめを放置しないでほしい」「こどもの権利をもっと知ってほしい」「いつもありがとう」といった多くの声が寄せられました。更に「家族や友達と楽しく過ごしているとき」に幸せを感じるこどもが多いことも分かりました。こどもが幸せな社会は、誰にとっても暮らしやすい幸せな社会です。

この条例がこどもを含む市民に広く普及し、こどもの権利の保障と支援活動を充実させるため、関連する取組や施策を更に進めていく必要があります。

岡山市には、持続可能な社会の構築を目指し、SDGsやESDの活動を推進する中で、地域社会においてこどもや若者の参画意識を培ってきた歴史と経験があります。

私たちは、「こどもの権利」の理念を掲げ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、総合的かつ継続的に、また多層的にこどもを支援するまちづくりに取り組むことが、今を生き、未来を創るこどもへのエンパワーメントにつながることを願い、この条例を制定します。

この条例では、前文を定めています。

前文は、その内容により直接的に法的な効果が生じるものではなく、条例を制定する趣旨や基本原則、目的などを示すものであり、条例の制定の理念を強調する必要がある場合に置かれることが多いものです。

前文は6つの段落で構成されており、こどもの権利の保障をより一層進めていくという市民と岡山市の決意を宣言する内容となっています。

条例の作成に当たっては、関係団体への聴き取りやパブリックコメント等を通じて、多くの方々から意見を聴取しました。また、こどもに対してはアンケートを実施し、おとなへのメッセージや条例に入れたい言葉など、こどもの意見を前文に反映しています。

第1段落は、この条例の基本となる考えを示しています。全てのこどもは、一人一人が様々な個性や能力、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であることを示し、その能力や可能性を発揮し、日々を楽しみ、安全・安心の中で自分らしく幸せな人生を送れる環境を整えることは社会全体の使命であると示しています。「日々を楽しみ」は、市議会が実施したこどもへのアンケートの結果において、「幸せを感じるのはどのような時ですか」という設問で、「家族や友達と楽しく過ごしている時」に多数の回答があったことを反映しています。

そして、現実にはこどもが直面する虐待、いじめ、貧困等の問題が増えており、

こどもの権利が十分に守られていない現状があります。これらの問題に対する対策を強力に推進することが急務であることを示しています。

第2段落は、「児童の権利に関する条約」に基づく「こども基本法」の4つの基本原則「生命・生存・発達の権利」「こどもの最善の利益の考慮」「こどもの意見の尊重」「差別の禁止」が日本のこども政策の基盤であると示しています。その上で、こどもは政策の当事者であり、社会の一員としてこどもの意見も尊重し、施策に反映することがこどもの権利を守るために不可欠であると示しています。

第3段落は、こどもへのアンケートから、「こどもの権利を知らないこどもがまだ相当数いる」という現状を示しています。また、こどもはおとなに意見を聴いてほしいと感じており、尊重してほしいとの思いがあることがうかがえます。一方で、おとなに対する感謝を表すメッセージも多くあったことも示しています。また、「幸せを感じるのはどのような時ですか」という設問で、「家族や友達と楽しく過ごしている時」に多数の回答があったことを示しています。また、こどもが幸せな社会は、誰にとっても暮らしやすい幸せな社会であることを示しています。こどもは社会の将来を担う存在です。こどもが健やかに成長し、豊かな経験を積むことで、よりよい未来の社会が築かれます。また、こどもが幸せであるためには、教育・医療・福祉などの制度が充実している必要があります。これらの制度はこどもだけでなく、高齢者や障がいのある人、社会的に困難な立場にある人にとっても幸せな社会であることを示しています。

第4段落は、この条例を、こどもを含む市民に広く普及させること、また、こどもの権利の保障と支援活動を充実させるため、関連する取組や施策を更に進めていく必要があることを示しており、理解の促進と課題解決に向けての取組を同時に進めていく必要があります。「こどもを含む市民に広く普及」の箇所は、こどもの権利について、こどもだけが理解しても課題解決にはつながらず、むしろこどもに関わるおとなをはじめ、市民全体の理解が特に求められることを示しています。

第5段落は、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための教育）の推進を通じて、岡山市がこどもや若者の社会参加を重視し、地域社会におけるこども・若者の参画意識を育んできたという地域の歴史と経験があることを明らかにしています。

第6段落は、こどもを支援するまちづくりに取り組むことで、今を生き、未来を創るこどもへのエンパワーメント（本来持っている力を引き出すこと）につながることを願い、この条例を制定することを示しています。「こどもの権利の理念」とは、「児童の権利に関する条約」に基づき、第2段落で解説した「4つの基本原則」のことであり、全てのこどもは等しく尊重され、健やかに育ち、意見を持ち、守られるべき存在であるということを経験的な考え方とすることです。「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会をいいます。令和5年7月に大森雅夫岡山市長は、こども家庭庁が目指す「こどもまんなか社会」実現の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」になることを宣言しており、その方向性を反映したものです。そして、「こどもを支援するまちづくり」は、総合的（様々な事情を加味し大所高所から）、継続的（必要がある限り続けて）、多層的（複数の要素が積み重なるように）に実施される必要があることを示しています。ここでいう「まちづくり」は「しくみづくり」の意味も含んでいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの権利に関し基本となる事項を定めることにより、こどもの権利が社会全体で保障され、こどもが夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることを目的とします。

ここでは、条例の制定の目的を規定しています。

こどもの権利保障については、1989年の国連総会において、「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国は1994年に条約を批准しました。そして、令和5年4月1日にこども家庭庁の創設と同時に、「こども基本法」が施行されました。

こどもを取り巻く課題が複雑化する中、従来 of 取組に加えて、虐待、いじめ、不登校などを含むこどもに関わる全ての問題に対して、こどもの権利保障という視点で、問題解決を図っていくことが求められています。

この条例は、こどもの権利の基本となる事項を規定し、あるべき理念を掲げた「理念条例」ですが、それだけにとどまらず、理念を実現させるための推進すべき施策の方向性等を規定しています。

「将来にわたって」の意味は、「将来」に限らず、「現在」においても幸福な生活を送ることの意味も含んでいます。「幸福な生活を送ること」は、「ウェルビーイング」(well-being。身体的・精神的・社会的に良好な状態)を意味しています。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 岡山市内（以下「市内」といいます。）に在住し、在学し、在勤する等、市内において生活し、又は活動する心身の発達の過程にある者をいいます。
- (2) おとな 市内に在住し、在学し、在勤する等、市内において生活し、又は活動する者（こどもを除く。）をいいます。
- (3) 保護者 こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (4) 育ち学び遊ぶ施設等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、放課後児童クラブ、公民館、図書館、公園等のこどもが育ち、学び、遊び、又は活動するために利用する施設の設置者、管理者、職員等及びこどもが加入し、活動をしている団体をいいます。
- (5) 地域住民 市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいいます。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいいます。
- (7) ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをいいます。

第2条は、この条例における用語の意義を規定しています。

第1号関係

ここでは、「こども」の意義を定義しています。

この条例では、岡山市に住所を有するこどものほかに、岡山市に住所がなくても、岡山市の育ち学び遊ぶ施設等に通園・通学・入所・通所したり、利用しているこどもや、岡山市で働いているこどもも対象としています。

なお、「こども基本法」では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途

切れないよう、こどもの定義を「心身の発達の過程にある者」と規定しており、この条例も同様に規定しています。

第2号関係

ここでは、「おとな」の意義を定義しています。こどもを除く全ての人を意味します。

第3号関係

ここでは、「保護者」の意義を定義しています。「その他親に代わりこどもを養育する者」は未成年後見人、こどもを預かっている祖父母など、こどもを現に監護する者をいいます。なお、親、後見人がいない場合は、児童福祉施設の長がこれに当たる場合もあります。

第4号関係

ここでは、「育ち学び遊ぶ施設等」の意義を定義しています。自分の家庭以外でこどもが生活する場であり、とりわけ意図的、継続的にこどもに関わりを持ち、こどもの育ち、学び、遊びにかかわる施設及びその施設の責任者、管理者、そこで従事する人を含めて「育ち学び遊ぶ施設等」として定義したものです。

施設の例示として、児童福祉法第7条に規定されている保育所、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、学校教育法第1条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、同法第124条に規定されている専修学校、同法第134条に規定されている各種学校、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設のほか、フリースクール、学習塾、スポーツ少年団、こども会、こども食堂、遊びや文化活動をはじめとした様々な体験をすることができる団体など、が挙げられます。

💡 「育ち」「学び」「遊ぶ」の記述順序について

「育ち」「学び」「遊ぶ」という要素を優先順位で並べる場合、一般的には年齢や発達段階、状況によっても異なります。それぞれを考慮した上で、この条例においては以下のような並びとしています。

育ち……こどもの健康的な成長と発達が土台となり、安心して生活できる環境があることが優先されます。体の健康や心の安定が「育ち」に含まれ、育ちが安定した上で学びが深まります。

学び……成長に伴い、学びの機会を得ることは将来の可能性を広げるために重要です。学校や社会での知識、スキルの習得が「学び」に含まれます。

遊ぶ……遊びはこどもの社会性や創造性を伸ばす重要な活動であり、成長と学びを支える役割を持っていますが、育ちと学びの後に位置づけられることが多いものです。ただし、幼少期や初等教育の段階では遊びを通じた学びも大切にされ、遊びと学びの比重が高くなることがあります。

第5号関係

ここでは、「地域住民」の意義を定義しています。地域に住む個人としての住民のほか、地域住民で構成される町内会、婦人会、PTA、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、ボランティア団体等が含まれます。

第6号関係

ここでは、「事業者」の意義を定義しています。「事業活動」は主に営利活動を行い、株式会社などの会社法に規定する法人やその他団体、個人事業主など、営利活動を行う主体のことをいいます。

第7号関係

ここでは、「ヤングケアラー」の意義を定義しています。

本来、おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うことで、勉強、部活動、遊び、友人との時間、一人の時間など、本来享受できたはずの「こどもとしての時間」が失われているこどもをいいます。なお、「こども・若者育成支援推進法」において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」が挙げられており、この号は同法の規定を参考にしています。

(基本理念)

第3条 全てのこどもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。

- (1) こどもは、権利の主体であり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、あらゆる差別的な扱いを受けないこと。
- (2) こどもは、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (3) こどもは、かけがえのない存在として、命が尊ばれ、安全かつ安心な生活が保障され、健やかに成長することができること。
- (4) こどもは、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、自分に関係することについて意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

第1号から第4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4つの基本原則、「生命・生存・発達の権利」「こどもの最善の利益の考慮」「こどもの意見の尊重」「差別の禁止」の趣旨を踏まえ、規定されています。

第1号関係

「児童の権利に関する条約」では、こどもを単に保護される対象とするだけでなく、権利を行使する主体であるという捉え方をしており、この条例においても「こどもを権利の主体として尊重すること」を基本的な考え方の1つとしています。また、「日本国憲法第11条の基本的人権の保障」、「同法第13条の個人の尊重」、「同法第14条の法の下での平等」、さらには、「児童の権利に関する条約第2条の差別の禁止」の趣旨を踏まえて規定しています。

○ 児童の権利に関する条約

第2条 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

第2号関係

ここでは、こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達程度に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものです。

国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としています。この「基本方針」でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれています。

「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することです。こどもの意見がその年齢及び発達程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の要素と比較して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言えないと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得ます。

第3号関係

ここでは、「児童の権利に関する条約」第6条の「生命・生存・発達の権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めたものです。住む場所や食べ物が確保され、病気やケガをしたら治療を受けられ、病気などから命が守られるなど、安全かつ安心な生活が保障され、健やかに成長することができることを規定しています。

○ 児童の権利に関する条約

第6条 締約国は、全ての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第4号関係

「児童の権利に関する条約」第12条の「児童の意見の尊重」の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と、多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定したものです。

「自己に関係することについて」とは、「児童の権利に関する条約」第12条と同様、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項と解されます。

「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、

「こども基本法」第 11 条で規定されているこども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などを想定しています。

○ 児童の権利に関する条約

第 12 条 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

💡 意見とは？

「意見」とは、論理的に整理された考えだけを指すものではありません。「こども基本法」の「意見」は、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、より広い気持ちや考えを指しています。「児童の権利に関する条約」は第 12 条において、「自由に自己の意見を表明する権利 (the right to express those views freely)」を定めています。その「意見」は、原文 (英語) では「view(s)」であり、「意見を聴かれる権利に関する児童の権利委員会一般的意見」第 12 号 (2009 年) において、「言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要」とされています。

第 2 章 こどもの権利

(こどもにとって大切な権利)

第 4 条 この章に定める権利は、こどもにとって特に大切な権利として保障されなければなりません。

この章に規定しているこどもにとって大切な権利を、全ての市民及び市が大切なものとして保障する必要があることを規定しています。

この章に定める「こどもにとって大切な権利」は、「日本国憲法」や「児童の権利に関する条約」などによって、こどもに保障されている権利の中から特に大切にされるべき基本的な権利として例示したものであり、この条例により、新たな権利を創出したものではありません。また、こどもの権利は、この章に規定されているものに限定する趣旨ではなく、「日本国憲法」や「児童の権利に関する条約」、本条例の目的に沿うものは全て「こどもの権利」として位置づけられます。

こどもの権利を行使する前に、義務や責任を果たす必要があるのではないか、という意見がありますが、こどもの権利は、何かの義務を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらに全てのこどもに無条件にあるものです。こどもは自らの権利の学習や行使を通じて、他者の権利を尊重する力や責任を身につけていきます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安全で安心して生活することができる場所があること。
- (2) 十分な食事や栄養が提供されること。
- (3) 健康に配慮され、適正な保健、医療及び福祉が受けられること。
- (4) 障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けること。
- (5) かけがえのない存在として尊重されて育つこと。
- (6) 安全で安心して暮らすことができないと感じる時や、孤独や孤立について相談できる場があること。

本条は、子どもが毎日の生活を送る上で最も基本となる「安心して生きるために大切な権利」を、第1号から第6号までに具体的に規定しています。

安心して生きるためには、生活できる場所、食事、健康など生きていくために必要な基本的な生活環境が必要となるだけでなく、人から尊重されたり、様々な不安な状況に置かれた時に相談したりすることができる等の精神的な充足を得るための環境も必要です。

(1) 第1号関係

ここでは、人間一人一人の尊厳の源である「命」が、安全の下に守られることで、安心して暮らせることを規定しています。これは、最も基本的な子どもの権利の一つです。

(2) 第2号関係

生きるために基本となる十分な食事や栄養が提供されることを規定しています。

(3) 第3号関係

幸せに生きるには、健康であることが望まれます。そのために適正な保健、医療、福祉が受けられることを規定しています。

(4) 第4号関係

ここでは、障がいがあることや、経済的に困難な状況にあること等、自分の置かれた状況に応じて必要な支援を受けられることを規定しています。

(5) 第5号関係

ここでは、子どもは世界でたった一人のかけがえのない存在として、命や存在が尊重されることを規定しています。

(6) 第6号関係

ここでは、暴力、いじめなどによる身の危険があるとき、十分な食事等がとれないとき、精神的に圧迫された状況が続くときなどを想定しています。また、「孤独」は主観的な「感情」のことで、「孤立」は客観的に見て他者とのつながりが少ない「状態」を指します。「孤立」や「孤独」に本人が不安を感じるときは、関係機関などへ相談できることを規定しています。「相談できる場」は相談員などの人的な要素も含まれます。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の気持ちや考えを持ち、これらに基づいて行動すること。
- (2) 自分らしさや自分の気持ちが尊重されること。
- (3) 自分に関することを決めるときに、適切な助言等を受けられること。
- (4) それぞれの個性が尊重され、ありのままの自分が受け入れられること。
- (5) 性別に関する違和感や悩みについて相談でき、一人一人が持つ多様な性の在り方が尊重されること。
- (6) 夢や新しいことに挑戦すること。
- (7) 自分の意見を表明することが困難な場合に、第三者に代弁してもらうこと。

本条は、子どもが自分らしく生きるために大切な権利を具体的に示しています。ここで定める「自分らしく生きる権利」とは、子ども一人一人が個人として尊重され、自分の個性や考え方などを大切にして生きていくことができることです。

自分らしく生きることで、子どものわがままを助長するのではないかという懸念がありますが、ここでいう「自分らしく生きる」とは、他者の迷惑をかえりみず、自分の権利だけを主張することとは異なります。社会生活の中では、他者の権利も尊重することが大切であり、この趣旨を子どもが正しく理解できるよう、啓発に努める必要があります。

(1) 第1号関係

自分の気持ちや考えを持つことは日本国憲法第19条でも「思想及び良心の自由」として規定されています。他者の権利を尊重しつつ、自分の考えに基づいて表現し、行動できることを規定したものです。

(2) 第2号関係

子どももおとなと同様に独立した人格を持っており、自分の個性、考え方、気持ちはむやみに否定されるものではなく、尊重されるべきであることを規定しています。

(3) 第3号関係

子どもは独立した人格を持っていますが、あらゆることを自分だけで適切に決めることができるとは限りません。必要に応じて適切な助言を受けることができることを規定しています。あくまで助言を受けることは、子どもの「権利」であり、おとなから助言を不合理に押し付けられることがあってはなりません。

(4) 第4号関係

ここでは、個性が尊重され、ありのままの自分が受け入れられることを規定しています。幸せの前提として、自分らしく生きることは大変重要です。やりたいこと、好きなことは人によりそれぞれ違いがあるのが当然ですが、少数派の人が多数派の先入観などによってそのことを抑圧されたり、受け入れられないことがあれば、その人が心から満足し、幸せになることは難しいでしょう。「ありのままの自分」の意味は、自由きままにふるまい、人に迷惑をかけてもよいという趣旨ではなく、他人の権利を侵害しない範囲で認められます。

(5) 第5号関係

ここでは、多様な性の在り方が尊重されることについて規定しています。子どもは、「自分は男なのか、女なのか」という「性自認」や、好きになった人がどの

性別かという「性的指向」などを形成していく途中の段階にあります。おとなはこどもの性について「変化するもの」「曖昧なもの」「ひとつの個性」という認識を持つ必要があります。こどもの性に関する相談に乗ったり、多様な性の在り方におおらかに接したりすることが求められます。

(6) 第6号関係

ここでは、人は成功だけではなく、失敗の中からも多くのことを学ぶことから、自分が決めた夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができることを、権利として規定しています。

こどもが失敗を恐れず、色々なことにチャレンジすることは、こどもの健やかな成長・発達にとってとても大切なことです。

(7) 第7号関係

ここでは、「こどもアドボカシー」について規定しています。「こどもアドボカシー」とは、こどもが意見や考えを表明できるようにサポートしたり、必要な場合にはこどもに依頼又は承諾を得てこどもの思いや意見を代わって表明することです。児童福祉法の改正により、2024年から児童養護施設や一時保護施設のこどもへの措置を検討する際、こどもの意見を聞くことが盛り込まれました。しかし、社会的養護のこどもに限らず、家庭で自分の意見や話を聞いてもらえないと感じているこどもが多いことが市議会が実施したこども向けアンケートで裏付けられています。

こどもの声を社会に反映させるためには、意見表明が困難なこどもに対してこどもアドボカシーが必要であり、そのことを権利として規定しています。

(育つ権利)

第7条 こどもは、のびのびと健やかに育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学びたいことを学ぶこと。
- (2) 自分の環境や発達の程度に応じた様々な学びの場が提供され、選択することができること。
- (3) 安心できる環境で休み、心身を癒やすこと。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 話を聴いてもらえること。
- (6) 知らないことについて質問すること。
- (7) 友だちをつくること。
- (8) 地域や社会の活動に参加し、様々な世代の人とふれあうこと。
- (9) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむ等様々な経験をする事。

本条は、こどもが様々な経験を通して、自由にのびのびと健やかに育つために大切な権利を、具体的に示しています。これらの権利が保障される中で、こどもが自らを否定的にとらえることなく、自尊感情を高め、本来持っている力を引き出すこと（エンパワーメント）を期待しています。

(1) 第1号関係

ここでは、「学ぶ権利」を規定しています。「学ぶこと」は、成長・発達する過程にあるこどもにとって、保障されなければならない最も重要な権利の一つです。関心があることについて学ぶことは不当に妨げられてはなりません。また、学校に行って学びたいという気持ちは尊重されなければなりません。

(2) 第2号関係

ここでは、「学びの場の多様性」について規定しています。特別支援学校，特別支援学級，児童生徒支援教室，フリースクール，地域で行われる講座など，様々な形態の学びの場が提供されることを規定しています。

(3) 第3号関係

ここでは、「休むこと」について規定しています。適度に休むことは，健やかな成長・発達にとって欠かせないことです。「疲れたら休む」当たり前のようで，なかなか実践できないことです。特にこどもは，周囲の期待や競争の中で，過度に無理をしてしまう傾向があります。こどもの発達段階に応じた適切な休息とはどのようなことか，おとなとこどもが共に話し合うことが大切です。

(4) 第4号関係

ここでは、「遊ぶこと」について規定しています。こどもは，年齢に適した遊びやレクリエーションなどを通して，多くのことを経験することができ，遊ぶことはとても大切な権利です。好奇心，協調性，自発性，自己主張・自己抑制などを育む要素が，遊びの中に詰まっています。市議会が実施した関係団体への意見聴取や，パブリックコメントにおいて，こどもの育ちにおける遊ぶことの重要性について多くの意見がありました。遊びは心身の成長には欠かせない，大変重要なものです。

こどもの発達段階に応じた適切な遊びとはどのようなことか，おとなとこどもが共に話し合うことが大切です。

(5) 第5号関係

ここでは、「こどもがおとなに話を聴いてもらえること」を権利として規定しています。こどもは，おとなと同じく社会を構成する一員であり，個人として尊重されるべき人格を持った一人の人間です。こどもというだけで，真剣に話を聴いてもらえなかったり，相談に乗ってもらえなかったりすることがあってはなりません。

(6) 第6号関係

ここでは、「こどもが知らないことについて質問できること」を，権利として規定しています。おとなと比べて経験が少ないこどもにとって，質問することはごく自然なことであり，誰しもが行ってきたことです。こどもがおとなに遠慮することなく質問でき，こどもの好奇心に応えることができる社会が望まれます。

(7) 第7号関係

ここでは，友だちをつくることができることを規定しています。こどもは人との関わりの中で成長していきますが，中でも友だちとの関わりによる部分は大きいものがあります。こどもが友だちをつくらうとすることをおとなが妨げたり，逆に友だちになることを強要することがあってはなりません。あくまでも友だちをつくるか否かはこどもの考えを尊重することが大切です。

(8) 第8号関係

ここでは，こどもが様々な世代の人とふれあうことができることを規定しています。こどもは人との関わりの中で成長していきます。家族や友だち以外の人とふれあうことで，さまざまな考え方，知識，行動などを知ることができ，成長に大きな影響を与えます。こどもができるだけ地域や社会の活動に参加できるよう，おとなが理解し，協力することが望まれます。

(9) 第9号関係

ここでは、こどもの感性を豊かにするために、様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむ権利を規定しています。こどもは、自分の年齢や成長に応じ、多様な芸術、文化、スポーツ等の経験を積み重ねることで、豊かな人間性を養い、創造性を育むことにつながります。おとなが理由なく、妨げることがあってはなりません。

(自分を守り、守られる権利)

第8条 こどもは、自分を守り、又は守られる権利があり、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 暴力、虐待及び体罰を受けないこと並びに放置されないこと。
- (2) いじめを受けないこと。
- (3) 性犯罪及び性暴力並びに経済的及び性的な搾取を受けないこと。
- (4) 自分の意思に反することを、合理的な理由なく強制されないこと。
- (5) 有害な労働及び家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うことを強制されないこと並びにこれらを行わざるを得ない環境に置かれないこと。
- (6) 生まれ育った環境、人種、国籍、性別、宗教並びに障がいの有無等を理由としたあらゆる差別を受けないこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。
- (8) 自分についての情報を不正な方法で収集・利用されないこと。
- (9) こどもであることを理由に、不利益を受けないこと。
- (10) 権利が侵害されたときは、拒否し、保護若しくは支援を受け、又は救済を求めることができること。
- (11) 非行のあった場合には、適切に保護・指導されること。

心や体が守られ、健やかに成長することは、こどもの基本的な権利です。こどもが自分を守り、また守られるために保障されなければならない権利を、第1号から第11号までに規定しています。「守られる」とは、こどもは全ての者が守られ、また守られることを要求できる、「保護を受ける権利」という意味で使用しています。

(1) 第1号関係

ここでは、こどもの命にもかかわる重大な権利の侵害である、性的、身体的、精神的な暴力・虐待・体罰や放置（育児放棄・ネグレクト）から守られることを規定しています。

(2) 第2号関係

ここでは、いじめを受けないことを規定しています。市議会が実施したこどもへのアンケートの結果において、いじめに関する記述が多くあり、こどもにとっていじめは切実な問題であることが改めてうかがえました。いじめは、以前からこどもの命や健全な成長に重大な影響を及ぼす社会的な問題として取り上げられているものの、依然として十分な解決に至っていないものもあります。どうすればいじめがなくなるのかを改めて社会全体の問題として、こどもだけでなく、おとな一人一人も真剣に考え、撲滅に向けて積極的に取り組む必要があります。

(3) 第3号関係

ここでは、こどもが性犯罪及び性暴力並びに経済的及び性的な搾取を受けないことを規定しています。性犯罪、性暴力、性的に搾取されたこどもは心に深いトラウマを抱えるほか、性感染症などの病氣、望まない妊娠、就学の機会を逃すな

ど様々な危険にさらされることになります。

(4) 第4号関係

ここでは、合理的な理由がなく様々なことを強制されないことを規定しています。

「合理的な理由」の例としては、虐待が疑われる事例の場合に、緊急かつ組織的な対応が必要な場合に行われる一時保護などがあります。この規定の解釈においては、第3条第2号に規定する「最善の利益の考慮」を基準に考えることとなりますが、基本的に合理的な理由なく、こどもということのみをもっておとなの思い通りにさせることがあってはなりません。

(5) 第5号関係

ここでは、強制的に労働させられたり、ヤングケアラーにならざるを得なかったりする状況から守られることが規定されています。これらにより、教育や、身体的、精神的、社会的な発達が妨げられることがあってはなりません。

(6) 第6号関係

ここでは、第3条第1号に掲げられている基本理念の一つである「差別の禁止」を権利として具体的に規定したものです。生まれ育った環境、人種、国籍、性別、宗教並びに障がいの有無等を理由として不当に不利益を及ぼされないことは「日本国憲法」、「児童の権利に関する条約」の理念にも合致している最も基本的な権利の一つです。

(7) 第7号関係

ここでは、プライバシーや名誉が守られる権利について規定しています。こどもは独立した人格と尊厳を持った主体です。おとなが黙ってこどもの手紙やメールを開くなどの行為は慎まなければなりません。おとなは、こどもの最善の利益を考慮する観点から、インターネットの危険性等についてこどもとしっかりと対話し、助言・支援することが求められます。また、他人から自尊心を傷つけられることで、自信をなくしたり、自分を否定的にとらえたりすることにならないよう、名誉についても守られることを規定しています。

(8) 第8号関係

ここでは、こどもは、自分や家族、住んでいるところ、その他自分に関する情報について、他人に不正に取得されないことを規定しています。こどもは個人情報情報の重みについて理解が不十分な場合があり、他人がそこにつけこんでこどもに関する情報をむやみに収集すれば、こどもの権利が侵害されることになります。こどもに関する情報の収集については、こども本人及び保護者の同意を得るなどの配慮が求められます。

(9) 第9号関係

ここでは、こどもという理由で不当に不利益を受けることから守られることを規定しています。例えば、こどもだから多少のことは我慢すべき、という理由で劣悪な環境で放置されたり、順番を後回しにされたりといったような、合理的な理由なく不利益を受けたりすることがあってはなりません。

(10) 第10号関係

ここでは、こどもが実際に権利を侵害されたときの権利について規定しており、こどもが自身の権利を守るために必要な行動を自由にとれるよう保障したもので、こどもは、権利が侵害されたとき又は侵害されそうになったときは明確に拒否することができます。そして、身の危険があるときは保護を受けたり、さまざまな

経済的、精神的な支援を受けることができます。こども期固有の特性として、権利侵害を受けていることを意識しにくいことがあるため、周りの人が気づいてあげることが必要です。

次に、「保護若しくは支援を受け、又は救済を求めることができること」の部分は、保護者や教職員その他こどもに関わるおとなから、権利を守るための保護、支援、救済を受けることができることを示しています。これには、さまざまなアドバイス、カウンセリングなどの心理的なサポート、法に基づく措置、具体的な援助などが含まれます。

(11) 第 11 号関係

この条文は、具体的には非行のあったこどもに対して、保護と指導を通じてこどもの更生や再発防止を図るという意義を持っています。なお、「非行」とは、法律や社会規範に違反した行為を指します。

「適切に」という言葉は、各個人の状況や非行の程度、背後にある問題などを考慮に入れて対策を講じることを求めており、すなわち、一律の対応ではなく、個々のケースに応じて最も効果的な対策を採るべきことを意味しています。

また、「保護・指導されること」については、非行者自身の人格や尊厳を尊重し、健やかな人間性を取り戻すための教育やサポートが提供されることを意味します。その結果として、そのこどもが再び非行に走ることを防ぎ、社会生活に適応していけるようにすることが求められています。

(参画する権利)

第9条 子どもは、自分に関わることに主体的に参画するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を自由に表明することができる機会が設けられること。
- (2) 自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報並びに適切な支援及び助言を得ることができること。
- (4) 仲間をつくり、集い、及び活動すること。

ここでは、子どもが家庭、育ち学び遊ぶ施設等、地域、行政等のあらゆる場面で、自分に関わりのあることについて、意見を表明できる権利を規定しています。

前文においても、子どもの意見表明と参加の機会の確保の重要性を規定しており、子どもの意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることにつながる大切な権利の一つです。

(1) 第1号関係

ここでは、あらゆる場において、子どもに自分の考えや意見を表明する機会を提供することを求めています。これは自己表現の自由を保障することで子どもの人格形成に対して肯定的な影響を与え、自尊心の形成を促します。

(2) 第2号関係

ここでは、子ども一人一人の言葉が、全ての人から価値をもって受け止められることを規定しています。子どもが表明した意見は、年齢や成長に応じて適切な配慮がなされなければなりません。

この意見表明権は、不当な干渉を受けやすい権利とも言うことができます。子どもが意見表明を行うことは、勇気がいることであり、この権利の行使に当たっては、意見を表明したことで、不当な不利益を受けることのないよう十分に注意しなければなりません。

子どもの意見は尊重されなければなりません。子どもが表明する意見の全てが認められるわけではなく、年齢や成長の段階にあっては、最善の利益とは何かを考慮した結果、子どもの意見が受け入れられないことも考えられます。その際には、おとなは、その理由を丁寧に子どもに説明するよう努めることが求められます。

(3) 第3号関係

ここでは、子どもが自分の意見を効果的に表明するために必要な情報や、その方法についての助言、支援を受けられることを規定しています。また、子どもは自分たちの意見を語る事が難しい場合や、理解されないと感じた場合には、必要な援助を求めることができます。

(4) 第4号関係

ここでは、既存のものに参加するだけでなく、子ども自らが仲間をつくり、集まって、企画・実施ができることを規定しています。

ここで定める「仲間」とは、子ども同士だけでなく、おとなの仲間も含み、スポーツ団体やボランティア団体、町内会や子ども会などの地域活動への積極的な参加の経験を通して、豊かに成長・発達することが期待されます。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(おとなの役割)

第10条 おとなは、こどもが幸福な生活を送ることができるよう、こどもの権利を理解し、尊重し、及び保障しなければなりません。

2 おとなは、こどもが自分及び他人の権利について理解し、尊重することができるよう支援しなければなりません。

ここでは、こどもが幸福で豊かな人生を送るために、おとなが果たすべき責任と役割について説明しており、こどもを育てる保護者やこどもに関わる関係者だけでなく、全社会的な観点からこどもの権利を保護する意識を高めることを規定しています。

第1項関係

ここでは、おとながこどもの権利を理解し、その権利を尊重し、そして保障する責任があることを規定しています。これには、こどもの人権問題への理解や、こどもの権利が侵害されることを防ぐための適切な行動等が含まれます。また、おとなが暴力、虐待、体罰等のこどもの権利侵害を行ってはならない趣旨も含まれます。

第2項関係

ここでは、こどもが自己の権利だけでなく他者の権利についても理解し、尊重できるようになるよう、おとなが支援すべきであることを規定しています。

こどもの権利を行使する前に、こどもが義務や責任を果たす必要があるのではないか、という意見がありますが、こどもの権利は、何かの義務を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらに全てのこどもに無条件にあるものであることから、本条例ではこどもの義務については直接規定していません。

こどもは自らの権利の学習や行使を通じて、他者の権利を尊重する力や責任を身につけることができるととらえています。

(市の責務)

- 第11条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者と協働し、及び連携して、こどもの視点を尊重した上で、こどもに関する施策を実施するものとします。
- 2 市は、おとな、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うものとします。
- 3 市は、第1項の施策及び前項の支援を検討する際は、社会的養護その他の様々な状況の下にあるこども、保護者その他の関係者の意見を聴くものとします。
- 4 市は、こどもの権利が広く保障されるよう、必要に応じて国、他の地方公共団体等へ要望等を行うものとします。
- 5 市は、こどもの権利及び施策について、こども、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者の理解を深めるため、定期的に広報し、及び啓発するものとします。

ここでは、こどもの権利保障を進めるに当たり、市が果たさなければならない責務を規定しています。

市がその責務を果たすに当たっては、まず「児童の権利に関する条約」、「こども基本法」及びこの条例が示すところのこどもの権利が「尊重」されなければならない、その上でこどもの権利にかかわるあらゆる施策を通じ、こどもの権利保障に努めることを規定しています。

第1項関係

ここでは、市がこどもの権利を保護するためには、各関係者と連携し、こどもの立場や視点を重視した施策を行うべきであることを規定しています。こどもの保護を目的として実施する施策だけではなく、こどもが夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることができる環境を整備する施策の実施も求められます。

第2項関係

ここでは、市が、おとな、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うことを規定しています。こどもに直接働きかける支援も当然必要ですが、こどもの権利を十分に保障するにはこどもに関わるおとなへの支援が重要です。

第3項関係

ここでは、市における施策等の意思決定において、社会的養護その他の様々な状況の下にあるこどもや、保護者その他の関係者の意見を聴くことについて規定しています。「社会的養護その他の様々な状況の下にあるこども」と規定しているのは、意見を聴くべき対象は、声を上げてくるこどもに限らず、声を上げられないこどもや、様々な理由により困っているこどもの声をしっかりと聴くことが重要だからです。

第4項関係

ここでは、本市における権限では対応できない事項においては、権限がある機関へ対策や改善を促すことが必要となるため、市による国や他の地方公共団体への要望等について規定しています。

第5項関係

ここでは、具体的な施策やこどもの権利についての理解を深めるためには、市がこどもを含めた多くの市民に対し、こどもの権利及び施策について定期的に広

報し、啓発活動を行うことが重要であると規定しています。この条例の目的を実効性あるものとするためには、全ての市民がこどもの権利についての理解を深め、こどもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのために、市は、様々な手法により積極的な広報や、啓発事業を展開していくことが求められます。

(議会の責務)

- 第12条 議会**は、こどもの権利に関する市の施策の取組状況について検証し、必要に応じて提言等を行うものとします。
- 2 議会**は、こどもの権利が広く保障されるよう、必要に応じて国、他の地方公共団体等へ要望等を行うものとします。
- 3 議会**は、市長その他の関係機関と連携し、こどもの権利について啓発するものとします。

この条例は、議員提案により制定されたものであり、市の関係部局だけでなく、市議会としてもこども権利の保障について責任を持って積極的に関わろうとする姿勢をこの条文で規定しています。

第1項関係

ここでは、市議会が、こどもの権利に関連する市の施策の実施状況を検証し、必要に応じて提言などを行うことを規定しています。こどもの権利が適切に保護されているかどうかを様々な角度から検証することで、議会本来の監視機能を発揮し、改善が必要な場合には、こどもを含む市民の代表として、その対策を提案することを意味しています。

第2項関係

ここでは、本市における権限では対応できない事項においては、権限がある機関へ対策や改善を促すことが必要となるため、市議会による国や他の地方公共団体への要望等について規定しています。地方自治法第99条に、「議会は、地方公共団体の公益に関することについて意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と規定されています。

第3項関係

ここでは、市議会が市長や他の関連機関と協力し、こどもの権利についての啓発活動を行うことを規定しています。こどもの権利を保障するというこの条例の目的を実効性あるものとするためには、市だけではなく、全ての市民がこどもの権利についての理解を深め、こどもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。市議会においても第34条に規定する主権者教育の推進の機会の提供等により、こどもの権利に関する啓発事業を展開していく姿勢を示しています。

(保護者の役割)

第13条 保護者は、こどもの養育については、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもをかけがえのない存在として尊重し、寄り添い、見守ること。
- (2) こどもが十分な食事及び休息をとることができ、健康に配慮した生活を送ることができる環境を整備すること。
- (3) こどもの年齢及び発達に応じて、育ち、学び、及び遊ぶ環境を整備し、様々な体験の場を提供すること。
- (4) こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (5) こどものプライバシーや名誉についてその最善の利益を考慮し、配慮すること。
- (6) 前各号に掲げる事項が困難な場合は、市その他関係機関又は身近なおとなへの相談を検討すること。

(1) 第1号関係

ここでは、保護者はこどもを見守り、その価値を認識し尊重することを規定しています。こどもが自分自身の能力や価値を理解し、自尊心を育み、健やかに成長するためには、保護者からそのような認識と尊重を得ることが不可欠です。ただし、様々な理由によりそのような環境を提供することが困難な家庭は、第6号において市や他の関係機関、信頼できるおとなへの相談を検討することを努力義務として規定しています。このことは第2号から第5号までにおいて同様です。

(2) 第2号関係

ここでは、保護者が、こどもが十分な食事及び休息をとることができ、健康に配慮した生活を送ることができる環境を整備することを規定しています。

(3) 第3号関係

ここでは、保護者が、年齢及び発達に応じて、育ち、学び、及び遊ぶ環境を整備し、様々な体験の場を提供することを規定しています。こどもの社会的、心理的、身体的な成長を促すには、多種多様な体験が望ましいと考えられます。

(4) 第4号関係

ここでは、保護者は、こどもの意見、個性、特性を尊重し、彼らのために最善の利益を考慮することを規定しています。「こどもの最善の利益の考慮」とは、こどもに影響を与える決定をするときは、こどもの思いや考えを受け止めた上で、「こどもが自立した社会性のあるおとなへと成長するために最も良いことは何か」を、大切な判断の基準にするべきという考え方です。「こどもの意見表明」を例にすると、こどもの意見を聴き、それを尊重することは大切なことですが、成長・発達する段階にあっては、必ずしもこどもの意見の全てを受け入れることができない場合もあると考えられます。その際は、こどもの意見を尊重した上で、その子にとって、何が最も良い結果をもたらすかを、最善の利益の観点からおとなが判断し、こどもに十分に説明することが求められます。

(5) 第5号関係

こどものプライバシーや名誉は、こどもの基本的な権利であり、これらを保護することは保護者の重要な役割です。ただし、保護者は、こどもの最善の利

益を考慮に入れつつこれらを尊重するべきであり、全てのこどもに関する情報を一切秘密にすることを求める趣旨ではありません。

(6) 第6号関係

ここでは、保護者が第1号から第5号までの役割を果たすことが困難な場合、市や他の関係機関や、信頼できるおとなへの相談を検討することを努力義務として規定しています。全ての保護者が、市のこどもに関する施策を十分に認識している訳ではないと想定され、相談することで支援を受けられる道筋が開けることを期待しています。

(育ち学び遊ぶ施設等の役割)

第14条 育ち学び遊ぶ施設等は、その活動においてこどもが健やかに成長するため、市、保護者、地域住民及び事業者と協働し、及び連携して、次に掲げること

- (1) こどもが安全で安心して快適に活動できるよう、施設の安全管理に係る体制を整備すること。
- (2) こどもの年齢及び発達に応じて、育ち、学び、及び遊ぶ環境を整備すること。
- (3) 暴力、虐待、体罰等を受けたと思われるこどもを発見したときは、速やかに当該こどもの救済を図るとともに、適切な機関に通告等を行うこと。
- (4) いじめについては、絶対に許されないという認識の下、徹底した予防、早期の発見、救済及び回復等を行うこと。
- (5) こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (6) こどものプライバシーや名誉についてその最善の利益を考慮し、配慮すること。
- (7) こどもの権利についての理解を深める研修を行うこと。

「育ち学び遊ぶ施設等」は、自分の家庭以外でこどもが生活する場であり、とりわけ意図的、継続的にこどもに関わりを持ち、こどもの育ち、学び、遊びにかかわる施設及びその施設の責任者、管理者、そこで従事する人をいいます。

施設の例示として、児童福祉法第7条に規定されている保育所、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、学校教育法第1条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、同法第124条に規定されている専修学校、同法第134条に規定されている各種学校、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設、フリースクール、学習塾、スポーツ少年団、こども会、こども食堂、遊びや、様々な体験をすることができる団体などが挙げられます。

(1) 第1号関係

ここでは、こどもが安全で安心感を持って活動できるような施設を提供するために、施設管理者は施設の安全性を確保する体制を整えることを規定しています。

(2) 第2号関係

ここでは、育ち学び遊ぶ施設等がこどもの年齢と発達段階に応じて、こどもが育ち、学び、遊べる適切な環境を提供することを規定しています。

(3) 第3号関係

ここでは、こどもが暴力や虐待、体罰を受けたと疑われる場合、育ち学び遊ぶ施設等は速やかにこどもを保護し、該当する事案を適切な機関に通告・連絡など

をすることが規定されています。

(4) 第4号関係

ここでは、いじめが決して許容されないこと、育ち学び遊ぶ施設等は予防策を講じ、早期に発見し、被害者を保護し、回復を支援することが必要であることを規定しています。

(5) 第5号関係

ここでは、育ち学び遊ぶ施設等が、こどもの意見や個性を尊重し、彼らの利益を最優先に考えることを規定しています。

(6) 第6号関係

こどものプライバシーや名誉を尊重することを、育ち学び遊ぶ施設等の役割として規定しています。

(7) 第7号関係

ここでは、育ち学び遊ぶ施設等が、こどもの権利についての理解を深める研修を実施することが規定されています。こども基本法、児童の権利に関する条約、本条例の趣旨や内容等について研修を行うことにより、こどもの権利が広く社会全体に周知することにつながります。

(地域住民の役割)

第15条 地域住民は、地域社会においてこどもが健やかに成長するため、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重すること。
- (2) 暴力、虐待、体罰等を受けたと思われるこどもを発見したときは、当該こどもの救済を図るため、速やかに適切な機関に通告等を行うこと。
- (3) 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等及び事業者と連携し、こどもが学び、遊び、又は休むために、一人でも集団でも利用することができる場所を提供すること。
- (4) 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、事業者と連携し、こどもが地域の行事及び活動に参加することで、地域住民とふれあい、地域の自然及び文化に触れることができる機会を設けること。

(1) 第1号関係

ここでは、地域住民がこどもの意見や個性、特性を尊重することを規定しています。こどもは自分の意見や思いを周囲のおとなに受け入れられ尊重されることで自尊心や自己肯定感を育むため、地域住民はそれを支援する役割を規定しています。

(2) 第2号関係

ここでは、地域住民が暴力、虐待、体罰などの形で苦しんでいるこどもを見つけた場合、すぐにそのこどもを救済するために適切な機関にその事実を通告等すべきであると規定しています。

(3) 第3号関係

ここでは、地域住民が自分たちの地域にある場所をこどもが学び、遊び、休むために提供することを規定しています。これはこどもに必要なスペースを確保し、その成長を支援する重要な意味を持ちます。

(4) 第4号関係

ここでは、地域住民は市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、事業者などと連携して、こどもが地域のイベントや活動に参加し、地域住民や地域の自然や文化に触れる機会を提供することを規定しています。地域の活動に参加することは、こどもにとっても特別な経験です。地域の方々と共に活動することで、こどもは地域の一員としての役割を感じるすることができます。

(事業者の役割)

第16条 事業者は、こどもの健やかな育ちを支援するため、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもを養育する従業者が、子育て及び仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場の環境を整備すること。
- (2) 雇用した者がこどもの場合は、特に丁寧な助言及び指導、適切な研修等を行うことにより、社会の一員としての成長を支援すること。
- (3) その事業活動が、こどもの権利を脅かすことのないよう適切な配慮を行うこと。
- (4) こどもに関する施策を理解し、及び協力すること。

(1) 第1号関係

ここでは、子育て中の従業者が仕事と育児を両立できるように、事業者が働きやすく、子育てしやすい職場環境を提供する必要性を規定しています。

(2) 第2号関係

ここでは、事業者がこどもを正社員、アルバイト等で雇用した場合、こどもが労働において不慣れなことに配慮し、特に丁寧な指導や適切な研修を提供し、社会的な成長を支援することを規定しています。

(3) 第3号関係

ここでは、事業者がこどもの権利を脅かさないよう適切な配慮を行うことを規定しています。塾やスポーツクラブなどのこどもを対象にした事業や、通学路における工事等が例として挙げられます。

(4) 第4号関係

ここでは、事業者がこどもに関する施策や方針を理解し、協力することを規定しています。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、事業者の理解・協力が必要です。

第4章 こどもの権利を保障するための施策の推進

(子育て家庭への支援)

第17条 市は、家庭の状況にかかわらず等しくこどもの権利が保障され、保護者がこどもの権利を尊重しながら安心して子育てができるよう、子ども及び保護者に対し、十分な支援を行うものとします。

2 市は、家庭での養育が困難な子どもには、家庭以外の適切な養育環境を確保するものとします。

3 市は、妊娠、出産並びにその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じ、切れ目のない支援を行うものとします。

第1項関係

ここでは、市が家庭の状況にかかわらず、保護者がこどもの権利を尊重し、安心して子育てができるよう、子どもと保護者に対する十分な支援を提供することを規定しています。市議会が実施した関係団体や学識経験者への意見募集において、「こどもの権利の保障には困難な状況に置かれている家庭への支援が重要」との意見が多く挙げられました。家庭の貧困など、子どもが置かれている避けられない家庭の境遇として「子どもは親や家庭環境を選べない」などと表現されることがあります。貧困が連鎖しないよう、こうした問題に直面した子どもが未来をあきらめない社会を実現することが必要であり、市は保護者がこどもの権利を尊重しながら安心して子育てができるよう、様々な支援を行うことが求められます。

第2項関係

ここでは、家庭での養育が困難な子どもに対して、市が家庭以外での適切な養育環境を提供することを規定しています。親のない子ども、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする子どもなどに対し、公的な責任として、社会的に養護を行うことを「社会的養護」といいますが、この項では、市の社会的養護を規定しています。

第3項関係

ここでは、市が、妊娠、出産、そしてその後の子育ての各段階において切れ目が生じないよう、妊産婦健診、産後ケア事業、乳幼児健診、助産師・保健師などの専門家による相談などを通じて、状況に応じた継続的、包括的な支援を行うことを規定しています。

(特別な配慮を必要とする子どもと家庭への支援)

第18条 市、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、次に掲げる子ども及びその家庭に配慮し、適切な支援を行うよう努めなければなりません。

- (1) 虐待を受けた子ども
- (2) 重大な病気やけががある子ども
- (3) 心理的外傷を受けた子ども
- (4) 障がいがある子ども
- (5) 親がいない子ども及びひとり親家庭の子ども
- (6) 経済的に困難な状況にある家庭の子ども
- (7) 不登校の子ども
- (8) 社会的ひきこもりの子ども
- (9) ヤングケアラー
- (10) 外国籍及び外国にルーツを持つ子ども
- (11) 性的マイノリティの子ども
- (12) 非行のあった子ども
- (13) その他特別な配慮が必要と認められる子ども

この条文は、市、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者が、特別な配慮を必要とする子どもとその家庭に配慮し、適切な支援をするよう努めることを規定しています。各号において特別な配慮を必要とする子どもを例示しています。なお、この並びは取組の優先や状況の程度の順により定めているものではありません。

(1) 第1号関係

ここでは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等の虐待を受けた子どもを指しています。虐待を受けた子どもは状況によっては命を脅かされている可能性もあり、特別な配慮が求められます。また、虐待により、低い自己評価に陥り、心身に傷が残ることがあり、早期の対応が求められます。虐待は子どもの人生において大きな影響を及ぼす重大なものであり、全てのおとなが連携して虐待から子どもを守る必要があります。

(2) 第2号関係

ここでは、重大な病気やけがに苦しんでいる子どもを指しています。子どもが病気やけがに困惑し、身体的、精神的な苦痛を感じている場合に特別な配慮が必要です。子どもに対する適切な医療の提供や学習支援、心理的ケアなどの支援のあり方を整えていくことが大切です。

(3) 第3号関係

ここでは、災害、事件、事故、虐待、暴力、いじめなど、様々な要因により、心理的外傷を受けた子どもを指しています。子どもの異変に気づいた場合は、早急な対応が必要か、医療を要するか等を見極め、必要に応じて保護者や主治医等、学校等と連携して支援に当たることが求められます。

(4) 第4号関係

ここでは、障がいのある子どもを指しています。どのような配慮が必要になるのかは、その子どもの特性や困りごと、学校生活上の場面や環境によっても異なります。子ども、保護者、関係者など周りの人々との対話や協力を仰ぎながら、一人一人に合わせた配慮を考え、それを実現していくことが重要です。

また、障がいのある人に対する配慮として、「合理的配慮」という言葉があります。これは、障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同様に保障され

るとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がいの特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。行政機関等及び事業者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第7条及び第8条に基づき、障害者から現に社会的障壁の除去を求められた際、その実施に伴う負担が過重でないときは、その障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされています。

(5) 第5号関係

ここでは、親が亡くなった、または、ひとり親家庭などのこどもを指しています。親がいないこどもに対しては、行政の積極的な支援が必要となります。また、ひとり親の世帯には様々な精神的、経済的な支援が必要とされます。親の状況にかかわらず等しくこどもの権利が保障されることが求められます。

(6) 第6号関係

ここでは、食事、衣服、住宅や、適切な医療・義務教育を受けることなど、基本的な生活において必要とされるものについて、経済的理由により満たすことが困難な状況にあるこどもを指しています。

このような状況にあるこどもが、安全で安心して生活できる権利を享受できるよう、必要な支援を行うことが求められています。

(7) 第7号関係

ここでは、病気、経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるこどもを指しています。不登校の問題への対応は、学校のみでの対応では限界がある場合もあり、学校外の公的機関である児童生徒支援教室や、NPO、ボランティアといった民間組織・団体等とも連携した対応が必要になります。不登校は、人生のステップの間に一つの空白を作ってしまうことにもつながりかねず、「将来の社会的自立に向けた支援」という視点をもって対応することが重要となります。

(8) 第8号関係

ここでは、社会から隔絶し、社会的な活動や人間関係に参加するのが困難であるこどもを指しています。生きづらさと孤独の中で葛藤する状況に思いを寄せながら時間をかけて寄り添う支援が必要です。誰にとっても安心して生活できる場所や自分の役割を感じられる機会があることが、生きていく上での基盤となることから、そのような場所や機会を与えていくような支援が必要です。

(9) 第9号関係

ここでは、ヤングケアラーを指しており、その定義は第2条第7号に規定しています。ヤングケアラーは学校へ行く時間やその他様々な自分の時間を犠牲にして病気や障害のある家族の世話や、家事などを担わざるを得ない状況となっており、その家庭への福祉的なケアや、ヤングケアラーへの情緒的サポートをはじめ、様々な観点からの支援が必要です。

(10) 第10号関係

ここでは、外国籍、外国にルーツを持つこどもを指しています。日本で働く外国人の増加に伴い、外国にルーツがあるこどもが増えています。日本語や学校での学習内容の定着が困難なこどもも見られ、高校入試でも十分に力を発揮しにくいという現状もあります。外国にルーツをもつこどもが皆と平等に様々な機会を享受し、文化的なアイデンティティを保つことを尊重することが求められています。

す。

(11) 第 11 号関係

ここでは、同性が好きな子どもや、自分の性に違和感を覚えるなどの子どもを指しています。こういった子どもは、差別、孤立、誤解に直面する可能性があります。これらの子どもが自身の性自認や性的指向を理解し、受け入れ、尊重することができるよう、適切な支援と周囲への十分な啓発が必要です。

(12) 第 12 号関係

ここでは、非行のあった子どもを指しています。「非行」とは法律や規範に違反して行動することです。非行の背景には、子ども自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下、子ども自身に居場所がなく孤立化して疎外感を抱いている等、様々な要因が挙げられます。非行のあった子どもに対しては、再発防止に向けての指導及び支援が必要です。また、非行のあった子どもだけでなく、その家庭をはじめとする周りの人に対する働きかけを行うなど、環境面から子どもを支援することも必要です。

(13) 第 13 号関係

ここでは、上記のいずれにも明確に該当しないも子どもで、何らかの形で特別な配慮を必要とする子どもを指しています。第 1 号から第 12 号までの規定が例示であることを示しており、例えば災害に遭った子ども、家族を亡くして精神的に不安定になっている子どもなど、様々な場合が想定されます。それぞれの状況に応じて、子どもの最善の利益の考慮の観点から配慮することが求められます。

(貧困の解消に向けた対策の推進)

- 第19条** 市は、こどもが生まれ育った環境によって現在や将来に影響が及ぶことがないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を包括的かつ早期に講ずるものとします。
- 2** 市は、前項の施策を講ずるに当たり、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者及びこどもに関する支援を行う関係団体と連携するものとします。

貧困家庭にあるこどもは、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。そして、貧困は世代間で連鎖する傾向にあり、社会における構造的な問題です。こどもの貧困は決して他人事ではないという認識を持つことが必要です。

このように、こどもの貧困は社会的な大きな課題となっていることから、本条例では個別の条文として規定しています。「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第3条の基本理念において、我が国におけるこどもの貧困の解消における考え方が示されており、この条文は、同法の理念に基づき、貧困の解消に向けた市の施策の基本となる考え方を規定しています。

第1項関係

ここでは、市が、こどもの貧困を解消するための総合的な対策を、包括的かつ早期に講ずることを規定しています。こどもの貧困の構造的な問題に対処する施策の実施や、個別の家庭における経済的な困窮に対する給付、こどもの貧困に関する啓発、制度・施策の十分な周知など、様々な観点から早期に対策を講ずることを規定しています。

第2項関係

ここでは、市がこどもの貧困解消対策を実施する上で、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者、こどもに関する支援を行う関係団体と連携することを規定しています。この連携は、効果的な貧困解消策の実施を通じて、全体的なこどもの福祉の改善を目指すものです。

(育ちの支援)

第20条 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、こどもの育ちを支援するため、体験や交流を促進するとともに、そのための場や機会を提供するものとします。

2 市は、こどもの文化的及び芸術的な活動、運動並びに余暇の利用を促進するとともに、これらの機会を提供するものとします。

ここでは、「育ちの支援」を規定しています。こどもの育ちを支援するには、学校園における生活の他にも、様々な体験をすることや、学校園以外の人達との交流が必要です。インターネットやテレビ等を介して感覚的に学びとる間接的な体験や、シミュレーションや模型等を通じて擬似的に体験する機会が多くなった現在において、今後のこどもの育ちにより求められるものは、実際の自然に触れたり直接人と交流したりする直接的な体験です。

体験活動には、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、こどもの成長の糧としての役割が期待されています。

第1項関係

ここでは、市と育ち学び遊ぶ施設等が、こどもの成長を促進するために、直接体験や様々な人との交流の機会を提供することを規定しています。市はこどもが様々な体験をすることや、家庭や学校園以外でしか関わることのない人々との交流ができる機会の提供などを念頭に置く必要があります。

第2項関係

ここでは、市がこどもの文化・芸術活動、運動、余暇の利用を促進し、これらの機会を提供することを規定しています。具体的な例としては、文化・芸術に触れることができる公の施設の整備や、こどもが無料で参加できる文化・芸術イベントの開催、また、スポーツ大会の実施又はその支援、スポーツが体験できる場の提供等が挙げられます。こどもがこれらの直接的な体験をすることで、こどもの体力や創造力を高め、様々な方面への成長を促進することが求められます。

(遊び場及び居場所づくりの推進)

第21条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもが自分らしくいることができ、安全で安心して自由に過ごすことができる遊び場や居場所づくりに努めるものとします。

2 市は、こどもが安全で安心して過ごすことができる遊び場や居場所づくりのための活動を行う育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者との連携を図り、その活動を支援するものとします。

身体機能や社会性の向上や、様々な体験など多くの効果が期待でき、こどもが楽しく、安全に遊べる「遊び場」や、こどもがありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に過ごしたり活動すること、安心して人間関係を構築したりすることなどができる「居場所」は、こどもにとって大変重要です。

しかし、都市化の進行など社会環境の変化により公園などの空間的な遊び場が少なくなっています。また、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になってきており、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している中、こどもの居場所の確保が課題となっています。

第1項関係

ここでは、市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者が、こどもの遊び場や居場所づくりに努めることを規定しています。居場所とは、自分のポジションや役割があり、自分らしくのびのびできる場所がある、というような精神的なものや人間関係までを含んだものを意味しています。こどもの権利の保障や、権利の侵害からの救済・回復支援に結び付けていくためにも、こどもが心から楽しむことができる遊び場や、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保が求められています。

第2項関係

ここでは、市が、こどもが安全で安心して過ごすことができる遊び場や居場所づくりに取り組む育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者と連携し、その活動を支援する義務を負うことを規定しています。

📍 公園の利用について

公園で遊ぶ子どもたちの声が周辺住民にとって騒音として苦情が出るという問題は、日本だけでなく諸外国などでも深刻です。このような状況にどう対処すればいいのでしょうか。一つは「こどもがこどもらしくいられることが大切だ」という考え方です。こどもは遊びに夢中になると楽しくて声が大きくなります。おとなはこどものそうした気持ちを受け入れてあげることが大切です。

しかし、声があまりにも大きくて長時間続き、周囲の人々の生活に迷惑を与える場合は、声を抑えるように優しく声をかけましょう。公園で思い切り遊ぶことは彼らの心身の成長に欠かせないことだと認めつつ、周囲の人々にも配慮することを話してください。声がうるさいからとこどもを排除したりすることは、公園の役割や意義に沿わないだけでなく、こどもの成長や社会性の育成にも良くありません。

公園はこどもだけでなく、様々な人々が利用する場所です。それぞれが気持ちよく公園を利用できるようにするためには、公園の利用に関する活動を地域ごとに、こどもを含めた利用者や近隣住民と話し合ったり調整したりしながら共生していくことが必要です。

(有害又は危険な環境からの保護)

第22条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境の整備に努めなければなりません。

ここでは、子どもが犯罪、事故、災害、またはその他の有害または危険な環境から保護され、市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者が安全な環境の整備に努めることを規定しています。子どもは、発達の過程にあることから、おとなと比較し、一般的に暴行、恐喝、誘拐、わいせつ行為などの犯罪や交通事故などに遭いやすい存在です。また、災害時における冷静な判断は一般的に幼い子どもには困難であり、子どもを取り巻く有害又は危険な環境は多岐に渡ります。「安全な環境」とは、物理的な面と人的な面との両面で求められ、例えば、犯罪、事故、災害に巻き込まれにくい工夫がされた施設や道路の整備、また、子どもを見守る十分な人員体制や地域で子どもを守る声かけを行う体制の整備などが挙げられます。保護者だけでなく、地域全体で子どもを守る意識と工夫が求められます。

(暴力、虐待及び体罰の防止及び子どもへの支援)

第23条 子どもに対する暴力、虐待及び体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても行ってはなりません。

2 市、育ち学び遊ぶ施設等及び地域住民は、子どもが暴力、虐待及び体罰を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境の整備に努めなければなりません。

3 市は、子どもに対する暴力、虐待及び体罰の防止のため、保護者、育ち学び遊ぶ施設等及び地域住民に対し、必要な啓発を行うものとします。

4 市は、暴力、虐待又は体罰を受けた子どもを発見し、又は発見した旨の通告等を受けた場合は、関係機関と協力し、必要な支援を講ずるものとします。

第1項関係

ここでは、子どもへの暴力、虐待、体罰という行為は、子どもの生命に影響を及ぼす重大な権利侵害であり、誰であっても、どのような理由があってもこれらの行為は絶対に許されないと明確に規定しています。虐待については、「児童虐待の防止等に関する法律」にその定義が規定されており、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等、幅広く該当します。

第2項関係

ここでは、市、育ち学び遊ぶ施設等や地域住民が、子どもが暴力や虐待、体罰に遭遇することなく安心して生活できるような環境を整備することに努めることを規定しています。社会全体で子どもに異変を感じたら速やかに通告等を行い、それをいつでも受けて対応でき、早期発見・早期予防につなげることができる環境の整備が必要です。また、虐待に至る保護者は、不安、孤立感、無力感を抱えていることが多く、相談体制の整備も必要です。暴力、虐待等のリスクは、背景にある不安などのストレスが解消されれば低下することもあり、これらを和らげるよう、地域で支える体制が望まれます。

第3項関係

ここでは、市が子どもへの暴力、虐待、体罰を防止するために必要な啓発活動をし、保護者、育ち学び遊ぶ施設等及び地域住民に対して行う義務があることを規

定しています。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす暴力、虐待、体罰の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であり、正しい理解を得るための啓発は大変重要です。こども家庭庁が毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や育ち学び遊ぶ施設等、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しており、市もこれに連動して様々な啓発活動を実施しています。虐待防止ダイヤル「189」（いちはやく）の普及も代表的な啓発活動の一つです。こうした啓発活動を、問題を抱える家庭や、地域にしっかりと行き届けていくことが必要です。

第4項関係

ここでは、市が暴力、虐待又は体罰を受けたこどもを発見したときや、そのような内容の通告等を受けたときには、関連機関と連携して必要な支援を提供する義務を負う旨が規定されています。このような場合、虐待を受けたこどもの生命を守り、安全を確保することを最優先して対応することが必要であり、警察、病院その他関係機関と情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。

(いじめの防止及び救済)

第24条 いじめは、こどもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても行ってはなりません。

2 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとします。

3 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、こどもがいじめを受けることなく安心できる環境を整備し、互いに連携し、いじめの防止等に取り組むものとします。

4 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、いじめがあった場合、直ちにいじめを制止し、被害に遭ったこどもを守り、支援するとともに、いじめを行ったこどもに対して適切な指導等を行うことにより、いじめの再発を防止するものとします。

第1項関係

ここでは、いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうるものであり、こどもの権利を侵害する深刻な行為であることを踏まえ、誰であっても、どのような理由があっても行ってはならないと明確に禁じています。

いじめは、こどもの命や健やかな成長に重大な影響を及ぼす問題であり、以前から社会的な問題として取り上げられているものの、依然として十分な解決がされていない状態となっています。市議会が実施したこどもへのアンケート結果においてもいじめに関する回答が多くあり、こどもにとって切実な問題であることが改めてうかがえました。

こどものいじめ問題は、おとなの社会における職場でのハラスメントやいじめなどにつながっていると考えられ、社会の成熟度の現れともいえます。どうすればいじめがなくなるのかについて、他人事ではなく自分事として、また社会全体の問題として捉え、こどもだけでなくおとな一人一人が真剣に考え、様々な人・機関が連携して社会総がかりで取り組む必要があります。

第2項関係

ここでは、市が「いじめ防止対策推進法」に基づいて、いじめの防止策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることについて規定しています。

第3項関係

ここでは、市と育ち学び遊ぶ施設等が互いに連携し、こどもがいじめを受けることなく安心して生活できる環境を整備し、いじめの防止に共同で取り組むことを求めています。学校などの現場のみでいじめの解決に当たるのではなく、教育委員会等を含めた市と連携することにより、社会総がかりでいじめ防止対策を推進することを規定しています。

第4項関係

ここでは、いじめが発生した場合、市と育ち学び遊ぶ施設等が直ちにいじめを制止し、被害者を保護し、支援するとともに、いじめをしたこどもに対して再発防止の観点から適切な指導の実施や、必要に応じた支援を行い、いじめの再発を防止する義務があることを規定しています。

(ヤングケアラーへの支援)

第25条 市は、こどもとしての時期が人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、ヤングケアラーの心情等に対し十分に配慮しつつ、ヤングケアラーが社会生活を円滑に営むための必要な支援を講ずるよう努めるものとします。

2 市は、育ち学び遊ぶ施設等、福祉、介護、医療等の関係機関及び地域住民と連携し、ヤングケアラーの早期発見及び実態の把握に努めるものとします。

こどもの時期が人間としての基本的な資質を育む重要な時期であるにもかかわらず、その中で家族の病気や障害などで、食事の準備や掃除、洗濯といった家事、きょうだいの世話、家族の心理的サポート等を過度に担わざるを得なくなってしまったこども（ヤングケアラー）が社会的な問題となっています。

「こども・若者育成支援推進法」は、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。本条文は同法の規定に基づき、市の支援の基本となる事項を規定しています。

第1項関係

ここでは、ヤングケアラーの心情に十分に配慮しながら、社会生活を円滑に営むための支援を市が講ずることが規定されています。自分の時間が取れない、勉強する時間が充分に取れない、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができない、睡眠が充分に取れない、というヤングケアラーは少なくありません。こどもが本来享受すべきこどもとしての時間を確保すべく、原因となっている家庭への必要な支援を講ずることが必要です。

ヤングケアラーの負担は大きいものがありますが、こどもの心情についても配慮する必要性についても規定しています。おとながこども抜きで解決に向けて動き、全て決めてしまうのではなく、しっかりこどもの現状を聞き、こどもの心情に寄り添い、こどもの考えを尊重することも重要です。

第2項関係

ここでは、市が育ち学び遊ぶ施設等、福祉、介護、医療等の関連機関や地域住民と協力し、ヤングケアラーを早期に発見し、その実態を理解する努力を行うことを規定しています。早期発見・把握は困難な場合が多く、本人がヤングケアラーであると自覚していないケースや、できるだけそっとしておいてほしいと思うケースなどから、実態調査で判明しないことが見受けられます。適切な支援がさ

れず過負荷の状態が続くと、こどもの心身の状態や学校生活に影響が出てしまうおそれがあり、対応が後手に回らないためには、周囲が早く気付いて支援することが重要です。

(自死の防止)

- 第26条** こどもは、かけがえのない存在であることから、市は、こどもが安心して相談できる環境の整備、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者その他関係機関との連携等により、こどもの自死の防止に努めるものとします。
- 2** 市及び育ち学び遊ぶ施設等、事業者は、心の健康についてこどもの発達段階に応じて啓発・指導し、相談窓口の存在等について啓発するよう努めるものとします。
- 3** 市は、保護者、育ち学び遊ぶ施設等及び事業者が、命の尊さや人間の尊厳について学ぶ機会を提供するよう努めるものとします。

厚生労働省が発表した令和5年に自死した児童・生徒は513人に上り、過去最多となった令和4年の514人とほぼ同水準でした。児童・生徒を年代別に見ると高校生が347人、中学生が153人、小学生が13人となっています。主な原因としては、進路等の学校問題、健康問題、家庭問題、友達などの交際問題などが挙げられますが、様々な問題が複合的に原因となっている場合もあります。増え続けるこどもの自死を防ぐことは、社会全体の重大な課題です。

第1項関係

ここでは、市が、こどもが安心して相談できる環境の整備と、保護者や育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者その他関係機関との連携等により、こどもの自死の防止に努めることを規定しています。

こどもはかけがえのない存在であり、命が最も大切なものであることは言うまでもありません。こどもが孤独感を感じたり、生きる意味を見出せないと感じている際に、できるだけ心理的な抵抗なく相談できる窓口の整備が求められます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進や、一人一台端末を活用してのSOSの把握等も積極的に進めていく必要があります。

こどもが自死という行為に及ぶ前には、救いを求めるサインを出していることが多いと言われますが、誰か一人だけで自死のリスクがあるこどものことを気づき、支えることはできません。きめ細かな対応を進めていくには、保護者や教員だけでなく、様々な立場の人や関係機関で十分な連携を図ることが大切です。それぞれの立場や求められる役割の限界を見きわめながら、こどもを守るという視点を忘れずに、地域全体で協力体制を築くことが必要です。

第2項関係

ここでは、市や育ち学び遊ぶ施設等、事業者が、「心の健康」についてこどもの発達段階に応じた啓発活動や指導を行い、相談窓口の存在などについて周知する努力義務について規定しています。

第3項関係

ここでは、市が、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、事業者に対して、命の尊さ、人間の尊厳について考える機会の提供に努めることについて規定しています。

令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の重点施策において、国民一人ひとりの気付きと見守りを促すことが掲げられており、そのためには社会全体でこころの健康について考える機会が必要です。

(こどもからおとなへの移行支援)

第27条 市は、おとなへと移行する時期のこどもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境を整備するものとします。

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があります。それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、成年年齢である18歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、18歳以上であっても保健、医療、福祉等の支援を切れ目なく受けることができるよう、市が中心となってその環境を整備することを規定しています。

(多様性の尊重)

第28条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの生まれ育った環境、人種、国籍、性別、宗教並びに障がいの有無など、その多様性を尊重するよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、あらゆる偏見や差別等がなくなるよう、その多様性に対する理解の啓発に努めなければなりません。

第1項関係

ここでは、市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者が、こどもの成長環境、人種、国籍、性別、宗教、障がいの有無等の多様な背景を尊重する努力義務について規定しています。

障がいのある人や高齢者の雇用、女性の活躍促進、LGBTQなどの性的マイノリティなど、社会を取り巻く多様性における課題への取り組みが世界中で推進されています。そして、どのような属性・特性の人も、自分らしくのびのびと安心して生きられる社会の実現が求められています。

こどもにおいても、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく幸福に暮らすことができるよう、支えていくことが必要です。

例えば性別においては、性別にかかわらずそれぞれのこどもの可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れることが必要です。そして、成育環境、家庭環境、人種、民族、国籍、障がいの有無、性自認、性的指向等によって差別的取扱いを受けることがないよう、社会全体で取り組むことが求められます。

第2項関係

ここでは、市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者が、社会の偏見や差別をなくすために、多様性に対する理解を促進する啓発を行う努力義務について規定しています。多様性を尊重することの意義や、社会に存在する様々な違いに関する理解が進むような啓発活動が求められます。

(戸籍のない子どもへの支援)

第29条 市は、戸籍のない子どもが社会生活を送る上で抱える問題の解消に努めるものとします。

自治体に出生届を提出することで戸籍はつくられますが、何らかの事情でこの出生届が提出されず、戸籍がないまま生きている人、いわゆる無戸籍の子どもがいます。このような子どもはマイナンバーカード、保険証、銀行口座などの発行が受けられない、義務教育の入学の通知が送付されて来ないなど、社会生活を送る上で重大な不利益を被ります。

この条文は、そのような問題を解消するために、全ての子どもが基本的なサービスと権利を享受できるよう、市が問題の解消に努めることについて規定しています。

例えば、戸籍の有無にかかわらず、全ての学齢の児童生徒の義務教育諸学校への就学の機会を確保することが、憲法に定める教育を受ける権利の観点から必要とされており、市の教育委員会は、入学対象者になる戸籍のない子どもを把握した場合は、入学の案内を個別に行うなどの対応が求められます。

(相談支援体制の整備等)

第30条 市は、子ども及びその家族の支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談することができる総合的な相談の体制を整備するものとします。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会を確保するものとします。

第1項関係

ここでは、子どもやその家族にとって、虐待、経済的な困窮、病気など家庭内での困りごとについて、どこに相談すれば分からない場合などに対応するため、子どもやその家族が安心して相談することができる総合的な相談体制の整備について規定しています。

様々な困りごとやニーズに応じた適切な支援を提供できるよう、専門人材の活用促進も求められます。

第2項関係

ここでは、子ども自身が直面している様々な問題や悩みについて、自分自身で相談できる機会を市が保証することを規定しています。市議会が実施した子ども向けアンケートでは、子どもは様々な悩みを抱えていることが判明しており、子どもの相談の機会を確保することは、子どもの権利保障の側面から大変重要なことです。

子どもからのSOSはなかなか発しにくい側面もあることから、できるだけ子どもが気軽に相談できるような電話やSNS等を活用した専用相談窓口の充実を図ったり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの充実が求められます。

💡 子どもの相談救済機関

子どもの相談救済機関は、「子どもオンブズパーソン」、「子どもコミッショナー」、「子どもディフェンダー」など、様々な名称で設置されており、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関として、子どもの権利侵害に対して相談・助言で終わるのではなく、調査権限を持ち、救済活動を行い、子どもに関する政策の提言をする機関です。

国連の「子どもの権利委員会」は、子どもの権利実現のためにその設置を締約国に対して奨励しており、日本に対しても設置を勧告しています。

現在、各地方公共団体において、条例に基づき、子どもの相談救済機関が設置されており、現在、東京都、世田谷区、川崎市、川西市、埼玉県、豊田市、名古屋市、札幌市、新潟市などさまざまな地方公共団体で条例に基づいて設置され、子どもの相談・救済活動が行われています。

いじめや虐待に限定されずあらゆる子どもの権利侵害に対応でき、子どものSOSに迅速に対応し解決に導くことが可能となるため、子どもの権利保障のための制度として次第に認められるようになっていきます。

(こどもの権利が侵害されている状態から回復するための救済)

第31条 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの権利が侵害されている状態を早期に発見し、又は互いに協力し、若しくは連携して、権利が侵害されている状態からの回復のため、救済に努めなければなりません。

2 市は、こどもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、体制を整備し、その他の必要な取組を行うよう努めなければなりません。

第1項関係

ここでは、市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者のこどもの権利侵害に対する救済について規定しています。こどもの権利の侵害の特性は、こどもがそれを受けたことを十分理解できないまま、あるいは助けを求めることができないまま日常化し、心に深い傷を残し、その後の成長に大きく影響を及ぼすおそれがあることなどが挙げられます。権利侵害の早期発見のためには、社会総がかりで協力、連携することが必要です。

第2項関係

ここでは、市がこどもの権利が侵害された際や、何らかの形で不利益を被った場合には、その解決を図るための体制を整備することを規定しています。既存の教育相談窓口やカウンセリング窓口などの各種相談機関が、より一層の連携強化を図り、こどもがアクセスしやすく相談しやすい環境を整備することが必要です。

加えて、こどもの最善の利益を実現するべく、権利の侵害の特性に配慮した対応を行うことが必要です。

(意見の表明及び参画する機会の確保)

第32条 市は、子どもを個人として尊重し、子どもが自分の意見を表明し、社会に参画することができるよう、子どもの状況に配慮しつつ、子どもとおとなが直接意見を交わす場の設置やアンケートの実施等の様々な方法により、子どもの参画の機会を確保するものとします。

- 2 市は、聴取した子どもの意見を市の施策に反映させるよう努めるものとし、反映できない場合は、その理由を子どもへ説明するよう努めるものとします。
- 3 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもの意見の表明に対し、その意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めなければなりません。
- 4 市、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもの社会への参画の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について、子どもが理解を深め、意見することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の発信等に努めなければなりません。
- 5 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、年齢、発達等により、自分で意思を伝えることが困難な子どもに対して、その意思を酌み取り、必要に応じて、子どもの意見を代弁するものとします。

この条文は、「子ども基本法」の基本理念の一つである「子どもの参加の権利」を具現化し、保障するものです。「子ども基本法」では、子どもが自己の意思を表明し、その意見が社会的な決定過程に反映されることを定めており、その実現のための具体的な措置をこの条文で定めています。子どもが自身の意見を述べ、社会的な決定過程に参加することは、子どもの状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになります。また、子どもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資することにつながります。

第1項関係

ここでは、市が、子ども一人一人を尊重し、子どもが自分の意見を述べ、社会的な事柄に参加できるようにするための体制を構築することが求められています。子どもの意見を聴く手法は、直接意見を聞く場の設定、オンライン、パブリックコメント、Webや紙によるアンケート、SNSの活用等が考えられますが、それぞれの特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて適切に選択することが求められます。様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれた子どもをはじめ様々な状況にある子どもや低年齢の子どもを含めて、多様な子どもの声を聴くように努めることが重要です。

第2項関係

ここでは、市が子どもからの意見を施策に反映させるよう努めることについて規定しています。一方で、子どもの最善の利益の考慮の観点から子どもの意見と市の施策の方針が異なることはあり得るため、その場合は、子どもにその理由を説明するよう努める義務が市に課せられています。

市が子どもの意見を聴くだけで終わらずに、できない場合は理由を説明するなど、子どもの意見を尊重することにより、子どもにとっても自分たちの意見が真剣に聴いてもらえると感じ、意見表明に関する興味・関心が高まります。

なお、子ども基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定しており、その内容を体現した条文です。

第3項関係

ここでは、こどもの意見を聞き、それを尊重すること、またこどもの最善の利益を考慮することが各関係者、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者に求められています。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、社会全体でこどもの意見を尊重することが求められます。

第4項関係

ここでは、市、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、それぞれが実施するこどもに関する施策や取組について、こどもが理解を深め、自分の意見を形成できるよう、こどもに分かりやすい情報発信等に努めることについて規定しています。

こどもに関する施策及び取組への参加を促進するためには、その前提として、こどもに関する施策及び取組についてこどもの視点に立った分かりやすい情報発信を行うなどの支援が必要です。

第5項関係

ここでは、市及び育ち学び遊ぶ施設等による代弁（アドボケイト）について規定しています。

こどもから直接意見を聴く時は、意見を言いやすい、意見を聴いてもらえる安心できる環境づくりが大切ですが、自分で意思を伝えることが困難なこどもに対しては、その意思を酌み取り、必要に応じて、こどもの意見を代弁することが求められることを規定しています。なお、代弁は、状況に応じてこどもの依頼または承諾を得ることに配慮する必要があります。

（審議会等への参加）

第33条 市は、こどものことを話し合う審議会等にこどもが参加できるよう努めなければなりません。

2 前項の審議会等は、適切な方法でこどもの意見を聴くよう努めなければなりません。

本条は、市が設ける審議会等について、こどもが参加し、意見表明の機会が配慮されることを規定しています。

第1項関係

ここでは、こどもにかかわる事項について審議会等を開催する場合は、可能な限り、こどもが参加できるよう、市が努めることを規定しています。

こうした機会により、こどもの意見や視点が市の施策へ直接反映されることで、より良い施策が実現され、また、市政に対するこどもの理解や関心が高まる効果が期待されます。

第2項関係

ここでは、適切な方法でこどもの意見を聴くよう努めなければならないことを規定しています。審議会のようにおとなの人数が多い場では、こどもが話しやすい環境を確保できるよう配慮することが求められます。他にも、委員の服装をスーツにせずカジュアルにする、こどもにやさしい配布資料をつくりやさしい言葉で説明する、他の委員同様こどもにも学校や部活動、仕事等があることを考慮して開催時間を設定する、などの配慮が考えられます。

仮に、審議会等へのこどもの直接的な参加が難しい場合であっても、アンケート調査等の代替手法により、こどもの意見を聴くよう努めることが求められます。

(主権者教育)

第34条 市は、こどもを国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者として育成するため、主権者教育を推進するものとしします。

ここでは、市が、こどもを自立した「主権者」として育成するために、主権者教育の推進に努めることを規定しています。

18歳選挙権の導入に伴い、こども・若者の政治参加意識を育む必要があるとして、注目されているのが「主権者教育」です。主権者教育の定義については、明確に一つに定められているわけではありません。例えば、2012年3月、「主権者教育」を提示した総務省（常時啓発事業のあり方等研究会）では、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者像」が掲げられており、この条文はこの内容を参考に規定しています。また、2016年3月、文部科学省の「主権者教育の推進に関する検討チーム」の最終まとめにおいて、主権者教育は「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」とされています。

こどもが自分たち自身の意見を持ち、それを表現する能力は、民主主義社会を構築・維持し、社会をより良くするために必要な能力です。

(こどもの権利の日)

第35条 市は、こどもの権利について、市民の関心を高めるため、岡山市こどもの権利の日（以下「こどもの権利の日」といいます。）を設けます。

2 こどもの権利の日は、児童の権利に関する条約が国際連合総会において採択された日である11月20日としします。

3 市は、こどもの権利の日にふさわしい事業を行うものとしします。

第1項関係

ここでは、こどもの権利に関する市民の関心を高めるために、「こどもの権利の日」を設けることについて規定しています。こどもの権利を認識し、尊重することは、こどもは一人の人間であり、それぞれが人格権と基本的な人権を有しているという認識を持つための第一歩です。そのため、特別な日を設け、これを通じて市民全体がこどもの権利について考える機会をつくることを図っています。

第2項関係

ここでは、「こどもの権利の日」の具体的な日付を定めています。「児童の権利に関する条約」は、こどもの基本的な権利を保障するための国際的な枠組みで、1989年11月20日に国連総会で採択されました。この条約の採択日を本市の「こどもの権利の日」とすることで、国際的な枠組みを市民に広く認知してもらうことにより、こどもの権利への理解や尊重を促すことを目指しています。

第3項関係

ここでは、市が「こどもの権利の日」にこどもの権利に関連する活動やイベントを行うことを規定しています。「こどもの権利の日」は、こどもの権利について考える機会を提供するだけでなく、実際の行動を通じてこどもの権利を尊重し、保護する取り組みを行うための機会でもあります。市がこうした活動を主導し、実施することで、こどもの権利に対する市民の理解や関心を深めることを想定し

ています。なお、実際にその活動やイベントを実施する日付は、必ずしも権利の日の当日に限らず、その近隣の日付であれば可とする趣旨です。

(財政上の措置)

第36条 市は、こどもの権利を保障するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

ここでは、こどもの権利を保障するため、市が適切な施策を実施するための財政上の措置を講ずるよう努めるべきことを規定しています。

「財政上の措置」とは、具体的には市長が市の予算としてとりまとめて議案として市議会へ提出し、市議会の議決を経ることで担保されます。予算の内容としては、例えば、こども食堂設置のための経費補助の支出、学校におけるスクールカウンセラー配置のための支出、子育て家庭への経済的支援のための定額給付の支出などです。このような財政上の措置は、市がこどもの権利を保障し、こどもが健康で安全・安心な環境で育ち、教育を受け、遊び、のびのびと幸せに暮らすことを保障するために重要です。一定の期間の中で、目標の達成に向け、財政的な見通しも持ちながら、施策を充実させていくことが求められます。

第5章 計画・検証

(計画の策定及び公表)

第37条 市は、こども施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画を策定するものとします。

2 市は、前項の計画を策定し、又は見直すときは、こどもを含めた市民等の意見を聴くものとします。

3 市は、第1項の計画を策定したときは、これを公表しなければなりません。

この条文全体は、市が、こどもの育成とその権利保護のための計画を市民の意見を反映した上で策定し、それを公表することを規定しています。このことが、市の施策が市民による監視と評価を受け、効果的に推進されるための基礎となります。

第1項関係

ここでは、市がこども政策を推進するために必要な計画を策定することを規定しています。こども基本法第10条第2項に、市町村はこども施策についての計画を定めることが「努力義務」として規定されていますが、この条例においては、計画の策定を「義務」として規定しています。市が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すことで、住民にとって一層分かりやすいものとするなどが期待できます。

ここでいう「こども施策」とは、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策を含みます。

第2項関係

ここでは、市がこども計画を策定又は見直す際に、こどもを含む市民等の意見を聴かなければならないことを規定しています。施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させることにより、効果的な計画を立案することが可能となります。

こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、例として、直接意見を聞く場の設定、オンライン、パブリックコメント、Webや紙によるアンケート、SNSを活用したチャット等が考えられますが、それぞれの特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて適切に選択することが求められます。様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要です。

第3項関係

ここでは、市が計画を策定した際は、その内容を公表することを規定しています。これは、市民がその計画の内容を知り、その実施状況を把握するために、また市が計画の実施に向け、庁内で方針を共有するためにも必要です。

(検証)

第38条 市は、こどもに関する施策等の実施状況について、こどもを含めた市民等の意見を聴いた上で定期的にその効果を検証し、その結果を公表しなければなりません。

この条文は、市がこどもに関する施策の実施状況を定期的にチェックし、その効果を評価し、その結果を公開することを規定しています。

まず、市が立案・実施したこどもに関する各施策の進行具合や成果について検証する必要があります。

検証に当たっては、単に統計的なデータや専門家の意見だけでなく、直接その施策の影響を受けるこどもやその他の市民の意見を取り入れて行われることが必要です。当事者の視点や体験が、施策の効果や問題点を理解する上で重要です。また、施策の効果測定は一度だけではなく、定期的の実施されることが必要です。これにより、長期的な影響を測定するとともに、状況の変化や新たなニーズに対応することが可能になります。

そして、検証結果は公表されることが規定されています。これにより、市民は施策の成果を確認し、またそれについて議論や提案を行うことが可能となります。また、公表することは市の説明責任や行政の透明性を確保する上でも重要です。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

この条例の施行日を規定しています。令和7年4月1日からこの条例の効力が生じます。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

ここでは、この条例が施行された後3年を目途として、見直しすることを義務付けています。3年間とした理由は、条例施行後の効果を適切に評価するためには一定の期間が必要なためです。そして、ここでの「検討」は、「条例がどの程度実行さ

れているか」、また、「その結果が期待通りの効果を生み出しているか」を評価することを指します。そして、評価の結果に基づいて講ずる「必要な措置」とは、既存の条文の改正・追加・削除、また、新たな課題・方針の設定等を指しています。